

(別紙)

託送供給等約款についての特別措置の概要  
(東京電力パワーグリッド株式会社)

災害救助法が適用された市町村とその隣接する地域において被災した需要家に対して電気の供給を行う契約者から以下のいずれかの項目について申出があった場合、当該措置を適用する。

① 接続送電サービス料金等の料金算定日の延長（満了日は検針日等により相違）

被災した需要家の供給地点に係る接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金及び予備送電サービス料金の令和2年9月分（支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る。）、10月分、11月分及び12月分料金計算分の料金算定日を各々1ヶ月間延長する。

② 不使用月の接続送電サービス料金等の免除（満了日は検針日等により相違）

被災した需要家の供給地点において、被災時から引き続き全く電気を使用しない場合は、当該需要家の被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6ヶ月間に限り、接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金及び予備送電サービス料金を免除する。

③ 工事費負担金の免除（令和3年4月末日まで）

被災した需要家の供給地点において、被災時から引き続き全く電気を使用しないで、契約者が需要家の供給地点に係る接続供給を廃止し、その後新たに接続供給の申込みを行った場合で、その申込みが令和3年4月末日までに行われ、かつ、その申込みが被災時の当該供給地点に係る接続供給の契約電力を超えないときは、その工事費負担金を免除する。

④ 臨時工事費の免除（令和3年4月末日まで）

被災した需要家の供給地点において、再建等のため、臨時接続送電サービスの申込みを行った場合で、その申込みが令和3年4月末日までに行われるときは、その臨時工事費を免除する。

⑤ 使用不能設備に相当する基本料金の免除（令和3年4月末日まで）

被災した需要家の供給地点において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについては、令和3年4月末日までの間は、その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金及び臨時接続送電サービス料金の基本料金並びに予備送電サービス料金を免除する。

⑥ 引込線等取付位置変更に係る費用の免除（令和3年4月末日まで）

被災した需要家の供給地点において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置、区分装置、通信設備及び電流制限器等の取付位置の変更の申込みを行った場合で、その申込みが令和3年4月末日までに行われ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。